

療育手帳のしおり

目的

知的障がいがあって日常生活に支障が生じているために、特別な支援が必要な方が一貫した相談・援護を受け、さまざまな制度や福祉サービスの利用をしやすくすることを目的に交付するものです。

対象者

児童相談所（１８歳未満）又は知的障害者更生相談所（１８歳以上）で、知的障がいの程度が基準に該当すると判定された方に交付します。

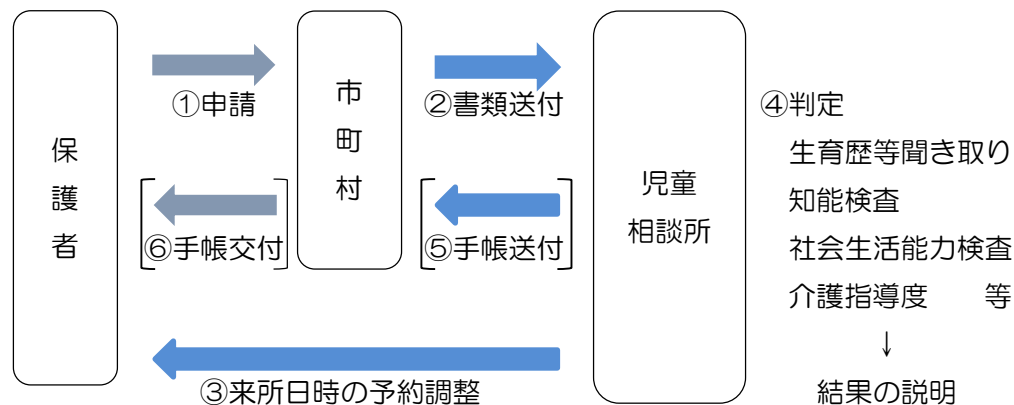
交付を受けるためには、申請が必要です。

知的障がいの程度

A 1（総合最重度） A 2（総合重度） B 1（総合中等度） B 2（総合軽度）

*個別の知能検査、社会生活能力検査、介護指導度のそれぞれの程度を総合して判定します。

申請から交付までの流れ



申請方法

申請先 保護者の居住地がある市町村窓口

必要書類 交付申請書（市町村窓口、大分県ホームページにあります）

写真（縦 4cm×横 3cm 脱帽・上半身 おおむね 6 か月以内のもの）

*窓口で聞き取り調査をする場合がありますので、事前に各市町村窓口にご確認ください。

*参考資料として、母子手帳、過去に受けた知能検査の結果、他の障がい者手帳、医師の診断書や意見書の写しなどがあれば、ご持参ください。（新たに用意する必要はありません）

再判定

※判定機関記入欄 次回 年 月 歳になる 月

成長に伴い、障がいの程度を見直すため、予め定められた時期に再判定を行います。

次回判定までの期間が年齢によって決められています（手帳に記載してあります）。

再判定の申込先は市町村窓口です。再判定の時期が近くなったら（おおむね 3 か月前から）市町村窓口にご連絡してください。

（前記フロー図の①～④の流れ）

必要なもの 療育手帳

必要な届出

療育手帳の交付があった後、下表のような場合は、市町村窓口へ届出、申請してください。

種 類	内 容	必要なもの
氏名や住所の変更	- 本人、保護者の氏名や住所が変わったとき *違う市町村に変わったときは、転入先の市町村に届け出てください。 *県外から転入して大分県の療育手帳取得を希望する場合は、新規申請をしてください。	- 記載内容変更届 - 療育手帳 - 変更内容が確認できるもの
再交付	- 手帳をなくしたり、破いたり汚したりして使えなくなったとき - 判定の記録を記載する欄が終了したとき - 程度変更（A↔B）になったとき	- 交付申請書 - 写真 - 療育手帳 （なくした場合を除く）
返還	- 新しい手帳を交付されたとき - 再判定の結果、非該当になったとき - 本人が亡くなったとき	- 返還届 - 療育手帳

検査結果証明書の交付

各制度の利用や支援を受けるにあたって、知能検査等の結果が必要な場合は、「検査結果証明書」を申請することができます。

申請先 大分県中津児童相談所（18 歳以上の方は知的障害者更生相談所）

必要書類 証明書等交付申請書、申請者と別の方が受け取る場合は委任状（市町村窓口、中津児童相談所、大分県ホームページにあります）

申請方法 保護者又は本人が、申請書を児童相談所に郵送又はご持参ください。（FAX では受付できません）

証明書の郵送を希望する方は、切手（320円分）を貼った返信用封筒を同封又はご持参ください。

受領方法 自宅に郵便で送付、又は児童相談所で受け取ることができます。

*証明書ができるまで時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は事前にお問い合わせください。

*児童相談所での受け取りの場合は、窓口で来所された方が申請者本人か確認をさせていただきます。確認ができる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参ください。

*申請者以外の方が受け取りに来所する場合は、委任状の提出も必要になります。この場合も、本人確認ができる身分証明書をご持参ください。

療育手帳の活用

手帳の交付を受けると、下のような制度、サービスを受けやすくなります。
障がいの程度や所得などの要件がある場合がありますので、具体的な内容は、それぞれの窓口
に相談してください。

制度・サービスの内容	障がいの程度				窓 口
	A1	A2	B1	B2	
特別児童扶養手当	○	○	○		市町村障害福祉担当課
障害児福祉手当	○				市町村障害福祉担当課
税制上の優遇措置（所得税、相続税、住民税など）対象：本人と生計を一にする者	○	○	○	○	税務署 市町村税務担当課
自動車税、自動車取得税の減免	○	○			県自動車税管理室
重度心身障がい者医療費給付事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
障害福祉サービス、障害児支援サービスの利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
心身障害者扶養共済制度の利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
住宅改造助成事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
公営住宅の優先入居	○	○	○		県、市町村住宅担当課
JR 旅客運賃の割引（片道100kmを超える時）	○	○	○	○	JR 各駅窓口
航空運賃の割引（満12歳以上）	○	○	○	○	各航空会社窓口
バス運賃の割引	○	○	○	○	各バス会社窓口
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	各タクシー会社
船舶運賃の割引	○	○	○	○	各船舶会社
有料道路通行料金の割引	○	○			市町村障害福祉担当課 西日本高速道路
NHK 放送受信料の減免	○	○	○	○	NHK 放送局
携帯電話料金の割引	○	○	○	○	各携帯電話会社
レジャー施設、文化施設等の入場料の割引	○	○	○	○	各施設
トライアル雇用、職場適応訓練など 就労支援制度の利用	○	○	○	○	公共職業安定所
企業の障害者雇用率の対象	○	○	○	○	公共職業安定所

＊その他、市町村独自のサービスもあります。お住まいの市町村によって異なりますので、市町村窓口でお尋ねください。

問い合わせ先

市町村窓口	
中津市福祉支援課障害福祉係	0979-22-1111
宇佐市福祉課障がい者福祉係	0978-32-1111
豊後高田市社会福祉課障がい福祉係	0978-22-3100
日田市福祉支援課障害福祉係	0973-22-8290

県の窓口	
大分県障害福祉課	097-506-2723
大分県知的障害者更生相談所（大分県こことからだの相談支援センター内）	097-542-3117

大分県中津児童相談所

〒871-0024 大分県中津市中央町1丁目10-22

（電話：0979-22-2025）

